

研修 講演会の実施

障害者の理解促進に向けた歯科医療従事者向け研修会【新規】

障害者差別解消法の基礎的知識や、障害のある方が来院された際の基礎的な対応方法を講義するとともに、自院で対応できない場合の医療連携の方法や、都立心身障害者口腔保健センターで行っている研修会等を紹介

児童虐待防止に関する歯科医療従事者向け研修会【新規】

多数のむし歯のある子どもや保護者に対する、多職種と連携した指導・支援等についての研修会を実施

食育支援に関する多職種向け講演会(継続)

在宅歯科医療に関する歯科医療従事者向け研修会(継続)

在宅歯科医療に関する多職種向け研修会(継続)

周術期口腔ケアに関する歯科医療従事者向け研修会(継続)

導入コース、基礎コース、応用コース、実習研修、都民向け講演会

都立心身障害者口腔保健センターでの研修会等(継続、別紙のとおり)

普及啓発用媒体の作成

ライフステージに応じた歯科口腔保健、かかりつけ歯科医の普及のための、都民向け動画の作成【新規】

ライフステージに応じた歯科口腔保健、かかりつけ歯科医の普及のための、都民向けリーフレットの作成【新規】

ライフステージに応じた歯科口腔ケアやかかりつけ歯科医との関わりについて説明し、適切な口腔ケアやかかりつけ歯科医を普及・定着させることを目的に実施

在宅歯科医療に関する医療従事者向けのパンフレットの作成【新規】

特に新規の歯科医療機関向けに、在宅歯科医療に取り組んでもらうためのパンフレットを作成

青年期向け(大学の入学生や、新入社員)の口腔ケアやかかりつけ歯科医普及のためのリーフレットの作成【新規】

青年期(おおむね18歳~30歳までの世代)は、学生から社会人へ移行しライフスタイルが変化することで、むし歯や歯周病のリスクが高まる傾向があるため、青年期を対象に重点的な取組を実施

障害者歯科医療推進モデル事業について

目的

東京都歯科保健推進計画に掲げる「地域で支える障害者歯科医療」を推進するため、地域の歯科診療所での障害者の受入れに関する課題を抽出するとともに、地域の歯科診療所や障害者歯科に関し専門性の高い歯科医療機関、障害福祉サービス事業者、自治体、歯科医師会等の関係団体等（以下「関係者等」という。）との連携の方策について検討することを目的に実施

モデル事業の成果については、東京都障害者歯科保健医療推進ワーキンググループへ報告し、都全域における必要な施策についてワーキンググループで更に検討を進める。

事業内容

実施規模：2医療圏（区部、多摩それぞれ1機関ずつに業務委託）

モデル事業の実施者：昭和大学（昭和大学歯科病院）及び日本歯科大学（日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック）
都と委託契約を締結

受託者側は、以下の事業を実施する。

- ・ 地域で支える障害者歯科医療体制の検討に関して必要な事項を実施（以下、連携体制の構築に関する検討等）
- ・ 関係者等との連携及び情報共有等のための会議を主催
- ・ 地域の歯科診療所における障害者歯科診療に関するマニュアル及び患者の連携のためのツールを作成し、会議等において検討
- ・ 関係者等に対して、障害者歯科医療に関する研修会を実施

委託契約期間：平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までの1年間

【スケジュール（案）】

31年4月まで	5月	7月頃	9月頃	11月頃	1月頃	2月頃	4月頃
・ 契約締結	・ 実施計画 提出	・ 会議開催 (課題検討)	・ 会議開催 (マニュアル等検討)	・ 研修会開催	・ 会議開催	・ 会議開催 (成果のまとめ)	・ 都WGへ 成果報告

会議については、部会など下部組織の設置も可能（いずれの会議も、都側は全て参加）

東京都障害者歯科保健医療推進ワーキンググループへの報告については、必要に応じて都から受託者側へ依頼する